

泉大津市からのお知らせ

医療受給者証をお持ちの方へ

ひとり親家庭医療 子ども医療
老人医療 重度障がい者医療

令和3年4月1日から 福祉医療費助成制度 が変わります

【ポイント①】 医療費助成にかかる対象者及び対象医療が変わります。

令和3年4月1日からの変更点(下線部)

区分	対象者 (※1) 所得による制限があります。	対象医療	一部自己負担額			
			1日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの上限日数	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
重度障がい者医療 (※1)	年齢に関係なく ・精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ・指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 ・身体障がい者手帳1・2級所持者 ・重度の知的障がい者 ・中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	医療保険が適用される医療 ・精神病床への入院についても助成対象となります。 <small>平成30年3月31日時点での福祉医療費助成制度対象者については、4月1日以降も引き続き助成対象となります。</small>	なし	一つの調剤薬局当たり 1日500円以内	3,000円	
ひとり親家庭医療 (※1)	・ひとり親家庭の18歳に到達した日以後最初の3月31日までの子 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む。) ・上記の子を監護する父または母 ・上記の子を養育する養育者		あり (月2日まで)	なし	2,500円 (※2)	
子ども医療	15歳に到達した日以後最初の3月31日までの子 (通院・入院)					
老人医療	老人医療の経過措置対象者は 令和3年4月1日以降助成対象外 となります。					

※1 所得による制限があります。

※2 月額上限を超えた場合は、担当課の窓口で手続きを行うことで超過額をお返し(償還)します。

【ポイント②】 重度障がい者医療費助成にかかる住所地特例制度が変わります。

【住所地特例とは】

大阪府福祉医療費助成制度では、原則として、対象者の住所地市町村が実施主体(医療証の発行主体)となります。しかし、この原則どおり運用すると、入所施設等が多い市町村ほど助成額が増大して市町村財政を圧迫し、当該市町村における他の市民サービスに影響を及ぼす可能性があるとともに、入所施設等が少ない市町村と財政上の不均衡が生じてしまいます。こうした事態を回避するため住所地特例制度を設けています。

対象者が、大阪府内の他市町村の施設等に入所等をして施設等所在地に住所を変更した場合には、施設等所在地の市町村ではなく、施設等に入所等をする前の住所地市町村の対象者となります。ご理解・ご協力をお願ひいたします。

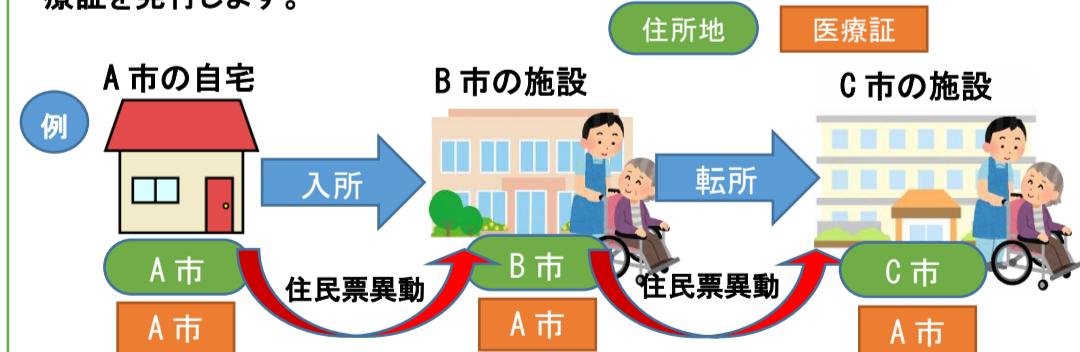
対象施設

住所地特例が適用される対象施設を拡大します。
(国民健康保険の住所地特例対象施設と同じにします。)

- 病院
- 診療所
- 児童福祉施設
- 障がい者支援施設(従来から対象)
- 老人福祉施設
- 介護保険施設
- 介護保険特定施設

2以上の施設等に継続入所等した場合の取扱い

●2以上の施設等に継続して入所等した場合(転所等)であって、それらの施設等所在地に順次住所を変更した場合は、最初の施設等入所前の住所地市町村が医療証を発行します。



●その他、2以上の施設等に継続入所等した場合で、住所の変更が上記以外の場合の取扱いも、国民健康保険の住所地特例制度の考え方にならいいます(対象者の加入医療保険が市町村国保の場合は、保険者となる市町村と医療証を発行する市町村が同じになります。)

(経過措置) 令和3年4月時点で既に入所等をしておられ、今回の改正によって医療証の発行主体が変わる方については、令和3年10月31日までに転所等で新たな住所変更がない場合に限り、次の医療証更新時(令和3年11月)から変更を適用します。

福祉医療費助成制度の変更に伴う、医療証の更新手続きなどは詳細が決定しだい広報などでお知らせします。

(問合) 泉大津市役所 TEL0725-33-1131(代表) FAX0725-21-0412

重度障がい者医療・老人医療…障がい福祉課(泉大津市役所1階10番窓口)、ひとり親家庭医療・子ども医療…子育て応援課(同3番窓口)